

公立大学法人三重県立看護大学

令和6年度業務実績に関する評価結果

令和7年9月
三重県公立大学法人評価委員会

目 次

はじめに	1
年度評価の方法	2
1 全体評価	4
2 項目別評価	10
I 大学の教育研究の向上に関する項目	
第1 教育に関する項目	10
第2 研究に関する項目	14
II 社会・地域貢献に関する項目	15
III 大学運営に係る環境整備に関する項目	17
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目	20
V 財務内容の改善に関する項目	22
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目	23
3 参考資料	
○ 公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況	24
○ 三重県公立大学法人評価委員会名簿	26
○ 三重県公立大学法人評価委員会の開催状況	26
○ 地方独立行政法人法（関係条文）	26
○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 附則	27
○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について（関係通知）	27
○ 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針	28
○ 公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領	30

«はじめに»

公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、平成21年4月の法人化以来、第一期中期目標期間（平成21年4月～平成27年3月）、第二期中期目標期間（平成27年4月～令和3年3月）を終え、令和3年4月より第三期中期目標期間（令和3年4月～令和9年3月）を迎えた。

第三期の中期目標においては、第二期から引き続き、質の高い人材の養成、教育・研究成果の社会への還元、国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上を目的としつつ、さらに発展させる形で、教育・研究のさらなる質的向上、多様化する保健医療ニーズへの対応、地域社会の保健・福祉に関わる切実な課題の解決等を盛り込むとともに、第二期の実績や今後の方向性をふまえて目標項目および数値目標の一部変更を行った。

法人は、この中期目標に沿って、質の高い教育・研究の実践を通じて優れた看護職者を育成し、社会貢献・地域連携の推進を通じて地域の保健・医療・福祉の向上に寄与し、大学の教育研究活動を効果的に実施するため業務運営を的確に行うという考え方方に立って、第三期の中期計画を定めた。

また、第二期における法人の成果や課題については、令和3年9月にとりまとめた「第二期中期目標期間における業務実績に関する評価結果」において、教育・研究・地域貢献等をはじめとする全ての項目で「中期目標の達成状況が良好である」としたが、一方で解決すべき諸課題として、大学院看護学研究科修士課程の学位取得者数の少なさや専門教員の未充足などを挙げた。

法人は、これらをふまえ、第三期中期目標期間の4年目である令和6年度における年度計画を策定し、同年度の業務実績報告書を、令和7年4月24日に、本委員会に提出した。

本委員会は、この業務実績報告書の提出を受け、法人の令和6年度業務実績に関する評価を行った。

令和6年度の年度計画の実施状況等の特徴として、県内就職率および修士学位取得者数の数値目標は未達成となったものの、国家試験（看護師・保健師および助産師）合格率は100%と数値目標を達成している。加えて、教育、研究、社会・地域貢献等の3分野においても、高大接続の拡大や大社接続の支援、研究と地域課題との循環の促進、多様な主体との連携や地域住民との交流等で具体的な成果をあげるとともに、業務運営の改善や財務内容の改善等を含む全ての項目で、年度計画を順調に、あるいはこれを上回って実施している。

以下では、具体的な実施状況や数値目標の達成状況等について、業務実績報告書の項目に則して述べている。

《年度評価の方法》

評価にあたっては、平成21年12月10日に策定した「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」および「公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領」（後掲）に基づき、以下のとおり評価を行った。

- ① 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」を行った。
- ② 「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行った。

（教育研究の特性に配慮すべき項目）

大学の教育研究の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとした。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育内容、教育の質の向上および学生支援ならびに研究水準および研究の成果等、研究実施体制の整備に関する項目とした。

（教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目）

教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目については、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況についてI～IVの4段階で評価を行った。また、小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階の評価を行った。

- ③ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果をふまえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行った。

なお、大項目の区分、小項目評価および大項目評価の基準は、以下のとおりである。

◆ 大項目は、以下のとおり区分する。

I 大学の教育研究の 向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮 すべき項目	
	2 研究に関する項目		
II 社会・地域貢献に関する項目		教育研究の特性に配慮 すべき項目以外の項目	
III 大学運営に係る環境整備に関する項目			
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目			
V 財務内容の改善に関する項目			
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目			

◆ 小項目の評価は、以下を基準として行う。

ランク	評価基準
IV	年度計画を上回って実施している
III	年度計画を順調に実施している
II	年度計画を十分には実施していない
I	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

- ◆ 大項目の評価は、小項目の評価ランクごとに、IVを3点、IIIを2点、IIを1点、Iを0点として小項目の平均点を算出し、それを次の基準で評価する。
 ただし、II以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。
 なお、上記は判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

	評価点	評価の基準
S	特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
A	順調に実施している	小項目の平均点が2点以上
B	概ね順調に実施している	小項目の平均点が1.8点以上2点未満
C	十分に実施していない	小項目の平均点が1.8点未満
D	大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

(注) 小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。

1 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

① 大学の教育研究の向上に関する項目

第1の教育に関する項目、第2の研究に関する項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、地方独立行政法人法第79条の規定により、認証評価機関の教育および研究の状況についての評価をふまえることとするため、法人から提出された業務実績報告書に基づき、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認した。

教育に関する項目については、教育内容、教育の質の向上、学生支援の目標について取り組まれており、いくつかの項目について顕著な成果が認められ、年度計画を順調に実施していると認められる。

研究に関する項目については、研究水準および研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれており、年度計画を順調に実施していると認められる。

② 上記以外の項目別評価

項目名	評価	S	A	B	C	D
II 社会・地域貢献に関する項目		○				
III 大学運営に係る環境整備に関する項目		○				
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		○				
V 財務内容の改善に関する項目		○				
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		○				

S・・特に優れた実績 A・・順調に実施 B・・概ね順調に実施 C・・十分に実施していない

D・・大幅な見直し、改善が必要

③ 全体評価結果

公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標期間の4年目にあたる令和6年度の業務実績は、年度計画を計画どおり遂行しており、全体として中期計画を順調に実施していると認められる。

今回の評価結果を活用し、さらに積極的に改革・改善を行うことにより、教育、研究、社会・地域貢献等、大学運営全般が一層充実されることを期待する。

(2) 中期目標に定める数値目標の達成状況

① 全体的な達成状況

「公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標」には、看護師国家試験合格率等の18項目の数値目標を定めており、各年度の目標値と実績値との対照が可能となっている。(数値目標一覧表は24~25ページ参照)

この結果を見ると、令和6年度の18の数値目標のうち、目標が達成されたものは「看護師国家試験合格率」など14項目、未達成のものは「県内就職率」および「修士学位取得者数」の2項目であった。(その他単年度での評価ができないものが2項目)

これらの数値目標の中には意欲的に高いレベルを設定しているものがあること

も考慮する必要はあるが、未達成となった 2 項目についてはその要因を分析し、今後の目標達成に向けて全力を挙げていただきたい。

なお、現在の数値目標は、第二期中期目標において定めたものを、第三期中期目標策定時に一部見直しを行ったものであるが、今後の社会情勢や環境の変化等に的確に対応していくため、必要に応じて、目標となる指標や数値設定等について、改めて検討することも考えられる。

② 主な数値目標の達成状況

《看護師・保健師・助産師国家試験の合格率、合格者数》

看護師・保健師・助産師の合格率はいずれも 100% を目標として掲げており、目標を達成した。令和 6 年度における国家試験合格率の全国平均は、看護師 95.9%、保健師 96.4%、助産師 99.3% であり、これらを上回っていることから、看護師国家試験対策の効果があったと評価される。

なお、看護師・保健師・助産師の合格者数においては、看護師は目標の 95 名に対して 96 名、保健師は目標の 95 名に対して 96 名、助産師は目標の 10 名に対して 10 名と数値目標を達成した。

《県内就職率》

就職者数に対する県内への看護職就職者数の割合であるが、54.3% と目標の 55% を下回り、前年度 57.4% より低下した。これは、県内出身者の県外就職内定者の増加(令和 6 年度:62 名中 14 名／令和 5 年度:65 名中 9 名)が一因と考えられるが、引き続き、県内就職率向上のためのさまざまな取組を実施いただくとともに、県内医療機関等との連携強化を図っていただきたい。

《修士学位取得者数》

大学院研究科修士課程での学位取得者数は 7 名となり、目標の 8 名を達成できなかった。修士学位取得者数については、入学者の確保が課題になっていることから、今後も定期的な制度の見直しと検討を行っていただきたい。

《競争的研究資金申請率・外部研究資金採択率》

競争的研究資金の申請率(在職教員における比率)は 100% で、目標を達成した。

また、外部研究資金採択率は 58.2% と、目標の 50.0% を達成した。

《看護職者を対象とした講座等・県民向け講座等の開催数》

看護職者を対象とした専門講座等の開催回数は 145 回と、目標の 100 回を上回った。

また、県民向け講座等の開催回数は 133 回と、目標の 96 回を上回り、講座の満足度も高く、県民のニーズに応えることができた。

《学生アンケートにおける学生の満足度》

大学生活の支援に対する満足度については、チューター制度¹、学生相談制度²、健康相談、事務局対応、経済支援、進路の6項目の支援制度全体に対する満足度で計っているが、97.7%と目標の80.0%を達成した。

(3) 全体的な実施状況

① 重点的な取組および特筆すべき取組

<21101 適切な選抜の実施（学部）>

入学者選抜関連情報の発信では、高等学校28校・12市町が参加した入学者選抜に関する説明会やオープンキャンパス³の開催、15会場での各種進学説明会へ参加し、それぞれで多くの参加者を集めることができている。結果として入学定員を満たし、合計103名の入学生を確保できたことは入学者選抜に関わる業務が適切に実施されたと高く評価できる。

適切な入学者選抜の実施は、将来の医療福祉に貢献する優秀な人材を育成する上で不可欠であり、積極的に改革に取り組まれている。こうした改革により、受験者の多様な背景や能力を適切に評価し、より地域医療に貢献できる人材の確保につながることが期待できる。中でも、「多言語多文化選抜」入試はユニークな取組であり、今後の成果が期待されるが、受験者がいなかつた点は問題であり、次年度に向けてどのような対策をすべきか早急に検討する必要がある。外国の方が増えている県内の状況を考えると、様々な言語・文化に通じた看護職が必要とされていることから、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

<21102 高大接続の拡大（学部）>

地域に貢献する看護職者の育成に向け、高大接続の拡大をめざした取組である「一日みかんだい生⁴」「出前授業」は、高校生にとって看護職への理解が深まるとともに大学の魅力を高校生や保護者に伝える特徴的かつ意義あるものであり、入学を希望してもらうためにも重要であるため、高く評価できる。特に「一日みかんだい生」のキャリアデザインワークショップは、参加者が具体的な職業イメージを持てる点で意義深い取組と言える。

また、「高校生のためのオープンクラス⁵」も普段の授業を開放し高校生に大学の雰囲気を直接体験してもらう試みとして有意義な取組であるため、高く評価する。

¹ チューター制度：個人指導教官（教員）。各指導教員を「チューター」として配属し、大学で学ぶ学生の生活・教育・研究について、個別に指導・助言を行っている。

² 学生相談制度：教員が研究室に在室時は、学生が教員の誰とでも面談・相談ができる制度。

³ オープンキャンパス：大学を志望する高校生、高等学校教員、保護者に入試説明、大学案内、卒業生のメッセージ、個別相談等を実施する。

⁴ 一日みかんだい生：看護職をめざす高校生を対象に、入学後の休退学や就職後の早期離職を防止することを目的としたキャリアデザイン講座。看護職経験者による講義や、学生体験談、キャリアデザインワークショップ等のプログラムを実施する。

⁵ 高校生のためのオープンクラス：看護学部の通常の授業を高校生に開放する。大学での学びに触れてもらうことで、高校生の進路選択の一助となることを目的としている。

<21104 教育課程・教育方法・内容の充実（学部）>

地域に根ざす教育をめざす「三重を知ろうⅡ」科目の継続した実施や、「成人・老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ」科目（令和6年度開講）の実施は、特色ある取組として高く評価できる。今後も継続・発展することを期待したい。

新型コロナウイルス感染症の影響で中断していた、国際看護実習や国際交流が再開されたことは、国際的な幅広い視点を養成し、看護職としての資質を高める効果があるものと評価する。

しかしながら、卒業生の評価として県内就職先に依頼している「学修成果に関する調査」では、地域・社会・国際的な視点を取り入れた保健医療福祉との連携に関する評価は低い状況にある。

「地域に根ざし、国際的視野を持った看護師」を継続的に養成するための大学としての国際戦略を定め、これに基づいた国際交流の取組などを継続・強化することにより、県内就職先からも高い評価が得られることを期待する。

<21301 学習支援>

学生支援については、学生相談制度とチューター制度に基づいて適切に対応しており、学生への周知率や満足度が高く、評価できる。相談内容によっては専門性の高い教職員につなぐなどの連携体制も昨年度に比べて機能している。

令和7年2月に実施された看護師・保健師・助産師国家試験の合格率はすべて100%と最も高い水準を維持しており、国家試験に向けた支援の充実が図られた結果として高く評価できる。

引き続き、看護師・保健師・助産師国家試験対策を実施し、学生への支援を継続していただきたい。

<21302 大社接続の支援>

大社接続として、卒業生と在学生をつなぐ交流会や、入学予定者を対象とした交流会を設けるなど、県内の医療保健機関の特徴や魅力を伝える場を設け、年度計画を上回って実施している。このように学生が卒業生や看護職者等と早い時期に交流する機会を設けることは、卒業後の進路決定に資する取組が充実してきていると評価する。

なかでも「ようこそ先輩」は、参加者の満足度も高く、地域の看護職者として活躍してもらうような意識づけをねらった意味ある取組だと評価でき、県内就職率向上につながることを期待したい。

また、入学予定者と保護者を対象とした交流会の実施において、県医療保健部医療政策総括監や卒業生の話を取り入れた点は県内で働くモチベーションにつながるよい試みである。

<22101 研究と地域課題との循環の促進>

地域貢献、看護研究支援、そして共同研究の推進は重要である。教員各自の専門分野を活かした講師派遣、教員提案事業について、「みかん大出前講座⁶」

⁶ みかん大出前講座：教員が自身の教育、研究、社会活動の専門性や成果を活かし、県民や看護職をはじめ医療、福祉の専門職を対象として、地域に出向いて講演等を行うもの。

「みかん大リクエスト講座⁷」では参加者数(2,847人)と高い満足度(99.3%)があり、看護職者のスキルアップや地域住民の健康意識の向上を目的とした教員提案事業でも多くの参加者(1,619人)を得られたことは、教員の地域貢献への意識の高さの反映であると高く評価できる。

「連携協力協定病院等との共同研究」は教員および大学の研究活動の進展として重要であり、高く評価する。今後の共同研究の成果に期待したい。これらをふまえ、年度計画を上回って実施していると評価する。

〈31101 看護職者の能力向上〉

県受託事業の①「病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業」、②「看護職員認知症対応力向上研修事業」、③「助産師（中堅者・指導者）研修事業」、④「三重県新人助産師合同研修事業」および⑤「母子保健体制構築アドバイザー事業」について、継続的に受託するだけでなく積極的に推進しており、事業参加者の満足度も高いことは、非常に評価できる。

また、「認定看護師教育課程「感染管理」」事業が終了したのちに、修了生に対して「フォローアップ研修」（2回、31名）を実施した点についても高く評価できる。

〈32101 県民のヘルスリテラシーの向上〉

教員各自の専門分野を生かした講師派遣や教員提案事業の実施などは、昨年度実施されている事業数よりも多く、県民のニーズに応え、県民の心と体の健康に役立っているものとして高く評価する。これらの事業は教員の地域貢献への意識の高さの反映であり、こうした取組が地域における大学の評価向上にもつながることが期待される。現状に満足することなく、教員のワーカーライフバランスにも配慮した上で、さらに成果を高めるための工夫を期待する。

〈33101 教育研究活動に基づく社会・地域貢献〉

教員各自の教育・研究活動の他に、県や市町への専門分野を生かした社会貢献や各種学協会への貢献を積極的に展開しており、参画延べ人数は中期目標を大幅に上回るなど、積極的に取り組んでいる点は高く評価できる。

また、初の試みとして連携協力協定機関の看護管理者との意見交換会を開催し、共同研究の推進、公開講座の共催など具体的に進めることとなった点についても看護教育の充実と地域医療の発展において重要な取組であり、高く評価するとともに、今後の連携協力協定機関との連携の深化や、さらなる発展を期待する。

〈43101 大規模災害時等への対応〉

災害発生時に学生・教職員の安否状況を確認する「安否確認システム」の操作訓練を2回実施したこと、南海トラフ地震を想定した情報収集と教職員・学生への情報提供を迅速に実施したこと、さらに臨時情報発表を契機に教職

⁷ みかん大リクエスト講座：「みかん大出前講座」にない内容について、要望に合わせて、教員を派遣して講演等を行うもの。

員の参考要件について大規模地震災害対策マニュアルを見直した点については高く評価できる。

また、防災訓練を避難時の点呼確認や消火訓練に学生が主体的に参加する方法で実施したことや、発災時の災害対策本部立ち上げと初動対応訓練を行っており、南海トラフ地震を想定した大規模災害時への備えを実施し実際の南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に問題がなかった点は評価できる。

② 遅れている取組

該当なし

(4) 全体評価にあたっての意見、指摘事項等

- ① 教育・研究に関しては、さまざまなアンケート調査、分析等が行われているが、いずれも教育・研究改革の重要な手段であると考えられる。しかし、これらは早期に成果が測れるものではないため、引き続き慎重な分析と継続的な検証をお願いしたい。
- ② 次頁以降の「2 項目別評価」で記述している評価委員会の意見は、法人のさらなる前進を期待する意味合いであるので、これらをふまえた教育研究活動、地域貢献活動および大学運営の一層の活性化を要望する。
- ③ 法人が「年度計画を上回って実施している」と自己評価する際には、その評価をするに至った根拠や特筆すべき理由を明確にして業務実績報告書に記載いただきたい。

2 項目別評価

I 大学の教育研究の向上に関する項目

第1 教育に関する項目

(1) 進捗状況の確認結果

教育に関する項目は、教育内容、教育の質の向上、学生の支援の目標について取り組まれている。いくつかの項目について顕著な成果が見られ、年度計画を順調に実施していると認められる。

(2) 実施状況

① 重点的取組および特筆すべき取組

<21101 適切な選抜の実施（学部）>

入学者選抜関連情報の発信では、高等学校 28 校・12 市町が参加した入学者選抜に関する説明会やオープンキャンパスの開催、15 会場での各種進学説明会へ参加し、それぞれで多くの参加者を集めることができている。結果として入学定員を満たし、合計 103 名の入学生を確保できたことは入学者選抜に関わる業務が適切に実施されたと高く評価できる。

適切な入学者選抜の実施は、将来の医療福祉に貢献する優秀な人材を育成する上で不可欠であり、積極的に改革に取り組まれている。こうした改革により、受験者の多様な背景や能力を適切に評価し、より地域医療に貢献できる人材の確保につながることが期待できる。中でも、「多言語多文化選抜」入試はユニークな取組であり、今後の成果が期待されるが、受験者がいなかつた点は問題であり、次年度に向けてどのような対策をすべきか早急に検討する必要がある。外国の方が増えている県内の状況を考えると、様々な言語・文化に通じた看護職が必要とされていることから、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

<21102 高大接続の拡大（学部）>

地域に貢献する看護職者の育成に向け、高大接続の拡大をめざした取組である「一日みかんだい生」「出前授業」は、高校生にとって看護職への理解が深まるとともに大学の魅力を高校生や保護者に伝える特徴的かつ意義あるものであり、入学を希望してもらうためにも重要であるため、高く評価できる。特に「一日みかんだい生」のキャリアデザインワークショップは、参加者が具体的な職業イメージを持てる点で意義深い取組と言える。

また、「高校生のためのオープンクラス」も普段の授業を開放し高校生に大学の雰囲気を直接体験してもらう試みとして有意義な取組であるため、高く評価する。

<21103 適切な選抜の実施（研究科）>

看護学分野における人材確保に向け、連携協力協定機関を対象とした機関長推薦入試、「大学院オープンゼミ⁸」での大学院受験等の個別相談、学内推

⁸ 大学院オープンゼミ：大学院への進学希望者を対象に、大学院の紹介、入試説明、在学生からのメッセージ、希望分野の教員との個別面談等を実施する。

薦入試⁹、入学科免除等の独自の方法を駆使しながら研究科の入学定員確保のための取組を実施しており、大学院進学への理解促進や学内推薦入試の活用により、学生の進学意欲が高まった結果、令和7年度入試において、数値目標には達しなかったものの学内入試制度を含めて7名の入学生を確保できたことは評価できる。

全国的に大学院の定員確保が難しくなっている中で、今後も地域の医療機関等と連携し、修了後のキャリアについてより具体的なイメージを持てるような支援を強化しつつ、質の高い看護専門職の養成に向け、定員を上回る入試の実施を期待したい。

<21104 教育課程・教育方法・内容の充実（学部）>

地域に根ざす教育をめざす「三重を知ろうⅡ」科目の継続した実施や、「成人・老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ」科目（令和7年度開講）の実施は、特色ある取組として高く評価できる。今後も継続・発展されることを期待したい。

新型コロナウイルス感染症の影響で中断していた、国際看護実習や国際交流が再開されたことは、国際的な幅広い視点を養成し、看護職としての資質を高める効果があるものと評価する。

しかしながら、卒業生の評価として県内就職先に依頼している「学修成果に関する調査」では、地域・社会・国際的な視点を取り入れた保健医療福祉との連携に関する評価は低い状況にある。

「地域に根ざし、国際的視野を持った看護師」を継続的に養成するための大学としての国際戦略を定め、これに基づいた国際交流の取組などを継続・強化することにより、県内就職先からも高い評価が得られることを期待する。

<21105 公正な成績評価の実施（学部）>

年度計画通り、公正な成績評価が適切に実施されている。

<21106 教育課程・教育方法・内容の充実（研究科）>

対面授業、ライブ配信授業、オンデマンド授業など授業形態を組み合わせた教育方法の実施は、社会人院生等の利便性という面から有効な方法であると評価する。また、博士後期課程の設置に向けた検討に関して「地元創成看護学分野」における教育課程の具体化への取組を評価する。

一方で、目標において「博士後期課程の準備を進める上で必要となる前期課程の教育課程・教育方法、内容を見直す。」となっているが、実施内容について何を見直したのか記述がないことは、今後の検討課題である。

⁹ 学内推薦入試：大学院への進学をめざす学部4年次の学生を対象に行う推薦入試。

<21107 公正な成績評価の実施（研究科）>

年度計画通り、公正な成績評価が適正に実施されている。

とりわけ「学修成果ループリック¹⁰評価」に基づく評価を実施している点は高く評価できる。

<21201 授業の点検・評価>

学生による授業評価について、講義、演習、実習ともに満足度の高い授業になっており、授業の点検・評価・改善活動が適切に実施されていると評価する。特に、学生、教員による授業評価に基づいて全教員が授業改善等報告を作成し、それをホームページで公表している点は高く評価できる。

学生による授業評価は、重要な役割を果たすことから、形骸化を防ぐためにも、回収率の向上や評価項目の工夫が求められる。また、教員相互による授業点検評価については、次年度以降の教育改善につなげることで、より効果的な授業運営が期待される。

<21202 研修会等の開催>

教員の研究・教育の質向上に向け、FD¹¹活動としての研修会を①教員の研究コロキウム¹²3回、②FD講習会、③FD/SD¹³研修会など、多面的なアプローチが取られている点は評価できる。ただ、研修会の実施のみでなく、このような研修会の実質的効果を期待したい。

「ハラスメント防止体制について」をテーマとした研修の開催について、非常によい取組と評価できる。ハラスメント対策は数年前から重要視されており、今後も継続的な研修を実施することで、より健全な教育環境の維持が期待される。ハラスメント防止を「後ろ向き」と捉えるのではなく、よりよいコミュニケーションにより、教育・研究の質を高める「前向き」な取組と捉え、継続的に実施されることを推奨する。

<21301 学習支援 >

学生支援については、学生相談制度とチューター制度に基づいて適切に対応しており、学生への周知率や満足度が高く、評価できる。相談内容によっては専門性の高い教職員につなぐなどの連携体制も昨年度に比べて機能している。

¹⁰ ループリック：ループリックとは、評価指標（学修活動に応じた具体的な到達目標）と、評価指標に即した評価基準（レベル）を記載した配点表をさし、ループリック評価とは、ループリックを用いた成績評価方法を意味する。米国で開発された学修評価の基準の作成方法で、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。（中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成するために～」答申（平成24年3月）（用語集）より）

¹¹ FD (Faculty Development)：大学教員の教育能力を高めるための実践的方法のことであり、大学の授業改革のための組織的な取組方法をさす。

¹² コロキウム：専門家などの会合や学会のこと。学術的セミナー。非公式討論会。

¹³ SD (Staff Development)：事務職や技術職などの大学職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組をさす。

令和7年2月に実施された看護師・保健師・助産師国家試験の合格率はすべて100%と最も高い水準を維持しており、国家試験に向けた支援の充実が図られた結果として高く評価できる。

引き続き、看護師・保健師・助産師国家試験対策を実施し、学生への支援を継続していただきたい。

〈21302 大社接続の支援〉

大社接続として、卒業生と在学生をつなぐ交流会や、入学予定者を対象とした交流会を設けるなど、県内の医療保健機関の特徴や魅力を伝える場を設け、年度計画を上回って実施している。このように学生が卒業生や看護職者等と早い時期に交流する機会を設けることは、卒業後の進路決定に資する取組が充実してきていると評価する。

なかでも「ようこそ先輩」は、参加者の満足度も高く、地域の看護職者として活躍してもらうような意識づけをねらった意味ある取組だと評価でき、県内就職率向上につながることを期待したい。

また、入学予定者と保護者を対象とした交流会の実施において、県医療保健部医療政策総括監や卒業生の話を取り入れた点は県内で働くモチベーションにつながるよい試みである。

〈21303 就職支援〉

令和6年の県内就職率が54.3%と数値目標の55%に達しなかったことは残念であるが、充実した就職支援活動が行われていることは評価する。

県内就職者の確保は重要であるため、数値目標に達しなかったことに対しアンケート結果を分析するなど、今後どのように対策を講じるかが課題である。

県内就職率の目標達成のため、引き続き県内医療機関等との連携を強化するなど、不断の努力をお願いしたい。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

第2 研究に関する項目

(1) 進捗状況の確認結果

研究に関する項目は、研究水準および研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれている。いくつかの項目について成果が見られ、年度計画を順調に実施していると認められる。

(2) 実施状況

① 重点的取組および特筆すべき取組

<22101 研究と地域課題との循環の促進>

地域貢献、看護研究支援、そして共同研究の推進は重要である。教員各自の専門分野を活かした講師派遣、教員提案事業について、「みかん大出前講座」「みかん大リクエスト講座」では参加者数(2,847人)と高い満足度(99.3%)があり、看護職者のスキルアップや地域住民の健康意識の向上を目的とした教員提案事業でも多くの参加者(1,619人)を得られたことは、教員の地域貢献への意識の高さの反映であると高く評価できる。

「連携協力協定病院等との共同研究」は教員および大学の研究活動の進展として重要であり、高く評価する。今後の共同研究の成果に期待したい。

これらをふまえ、年度計画を上回って実施していると評価する。

<22102 競争的研究資金の獲得>

競争的研究資金の科研費申請率が100%に達した点は評価できる。今後は他大学や企業との共同研究を推進することで、研究資金の獲得支援を強化し、教員の研究活動をさらに活性化させることを期待する。

一方で、学内の共同研究の推進が大型競争的研究資金の獲得や博士後期課程設置に向けて重要と考える。今後、学内共同研究の創出に向け大学がサポート体制を作る必要がある。

<22103 研究成果の公表と還元>

研究成果の公表・還元については適切に行われている。教員の研究活動の発信を強化し、地域への成果還元を促進するとともに、情報発信のさらなる周知を図ることが重要である。

<22201 研究活動への支援>

学長特別研究費での研究支援については高く評価できるため、本制度を活用した研究の推進を期待したい。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

II 社会・地域貢献に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.75)	評価	IV	III	II	I	計
項目数	3	1	0	0	4	

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<31101 看護職者の能力向上>

県受託事業の①「病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修事業」、②「看護職員認知症対応力向上研修事業」、③「助産師（中堅者・指導者）研修事業」、④「三重県新人助産師合同研修事業」および⑤「母子保健体制構築アドバイザー事業」について、継続的に受託するだけでなく積極的に推進しており、事業参加者の満足度も高いことは、非常に評価できる。

また、「認定看護師教育課程「感染管理」」事業が終了したのちに、修了生に対して「フォローアップ研修」（2回、31名）を実施した点についても高く評価できる。

<31102 卒業生へのキャリア支援>

卒業生のきずなプロジェクトの満足度が高い点は評価できるが、昨年度と同様の活動であることから、キャリア継続支援の推進について、どのような成果があったのかは不明である。

卒業生支援プロジェクトでは同窓会主催の講演会の広報、学内調整、設営、受付および会場係などを担い、運営をサポートしている点は評価できる。

卒業後のキャリアは学生にとって非常に関心の高い重要なテーマであり、今後も積極的にキャリア支援活動を推進し、その充実を図ることを期待する。

<32101 県民のヘルスリテラシーの向上>

教員各自の専門分野を生かした講師派遣や教員提案事業の実施などは、昨年度実施されている事業数よりも多く、県民のニーズに応え、県民の心と体の健康に役立っているものとして高く評価する。これらの事業は教員の地域貢献への意識の高さの反映であり、こうした取組が地域における大学の評価向上にもつながることが期待される。現状に満足することなく、教員のワークライフバランスにも配慮した上で、さらに成果を高めるための工夫を期待する。

<33101 教育研究活動に基づく社会・地域貢献>

教員各自の教育・研究活動の他に、県や市町への専門分野を生かした社会貢献や各種学協会への貢献を積極的に展開しており、参画延べ人数は中期目標を大幅に上回るなど、積極的に取り組んでいる点は高く評価できる。

また、初の試みとして連携協力協定機関の看護管理者との意見交換会を開催し、共同研究の推進、公開講座の共催など具体的に進めることとなった点についても看護教育の充実と地域医療の発展において重要な取組であり、高

く評価するとともに、今後の連携協力協定機関との連携の深化や、さらなる発展を期待する。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

III 大学運営に係る環境整備に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.0)	評価	IV	III	II	I	計
項目数	0	8	0	0	8	

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<41101 学生の生活支援>

「大学生活に関するアンケート」の結果では、学生支援制度に対する満足度が高く、目標値を上回っている。特に今年度は学生アンケートで要望のあった臨時バスの運行を実施している点は評価できる。

また、「みかん大修学支援給付金」等を通じた支援を行ったことも評価できる。

ただ、全体としては、昨年度と同様の活動であったと考える。学生生活の充実、健康管理、ボランティア活動の推進、そして経済的支援のさらなる強化が求められるため、よりよい学習・生活環境の実現に向けた支援を期待する。

<42101 教育環境・IT環境の整備>

情報センターが中心となり、教職員、学生のニーズおよび課題を把握し、IT環境を含む施設・設備・備品等について、保守点検ならびに追加整備が実施されている点は評価できる。

IT分野ではサイバーセキュリティの問題が社会全体で重要視されており、対策の強化が求められている。特に、昨今はサイバー攻撃の高度化が進んでいるため、大学としても万全の体制を整えることが望ましい。

<42102 図書館運営の充実>

「図書館運営の充実」については、医学中央雑誌Webの大規模なバージョンアップに伴う教職員への研修や、文献検索講習会を学生に実施している点は図書館利用の運営として重要であり、利用者の利便性を高めるための対策が講じられている。しかし、これは一般的な図書館の教育業務であるといえよう。さらに、「附属看護博物館」は全国的に希少な博物館であり、大学の魅力になる可能性を秘めているため、さらなる広報と博物館の充実が期待される。

<42103 環境等への配慮>

財政が厳しい中で、体育館照明のLED化を行い省エネ設備への切り替えを行ったことや、トイレの暖房便座や温水の温度設定を低くし、教職員への節電の呼びかけを行うなど省エネや環境保護を意識した設備改善や教育活動が展開され、環境の保全に取り組んでいる。

<43101 大規模災害時等への対応>

災害発生時に学生・教職員の安否状況を確認する「安否確認システム」の操

作訓練を2回実施したこと、南海トラフ地震を想定した情報収集と教職員・学生への情報提供を迅速に実施したこと、さらに臨時情報発表を契機に教職員の収集要件について大規模地震災害対策マニュアルを見直した点については高く評価できる。

また、防災訓練を避難時の点呼確認や消火訓練に学生が主体的に参加する方法で実施したことや、発災時の災害対策本部立ち上げと初動対応訓練を行っており、南海トラフ地震を想定した大規模災害時への備えを実施し実際の南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に問題がなかった点は評価できる。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

〈41102 教職員の健康管理〉

教職員の健康維持と職場環境の改善は重要であり、職員満足度アンケートの結果について、全体満足度が 57.18 点と、前年度から 5 ポイント上昇しており、アンケート結果の詳細な分析を行ったことや、産業医が総合的に高ストレス者等と判定した教職員に対しては、産業医による面接の実施を案内し、メンタルヘルス不調の未然防止など、職場環境の改善に取り組んだことは職場環境・労働環境の改善が図られているものと評価する。

一方で、教員満足度アンケートの結果においては、全体満足度が 49.61 点と、前年度から 6.64 ポイント低下している。人員不足による多忙が影響しているとのことであるが、継続的に改善活動に取り組む必要がある。まずは、ハラスマントをなくし、心理的安全性を高めることが重要であると考える。また、教員への対応として、「意思形成過程も公開してもらいたいとの意見に対し、教授会の構成員以外に対して傍聴制度を導入した」とあるが、これが抜本的な対応とは考えにくい。職場環境の改善という課題はまだ残されていると考える。個々人への対応に加え、組織全体の働き方改革が求められる。特に、DX の導入など新たな取組が進められているため、今後のさらなる改善を期待する。

〈43102 危機管理への対応〉

リスク管理委員会を開催し、大規模地震対策マニュアルの見直しや、時間外に大規模地震等が発生した場合の初動体制の更新と各班の役割確認を行ったことは評価できる。

大学ネットワークのサイバーセキュリティに関しては、適正に対応していると考えるが、サイバー攻撃のリスクは、ますます高まっていることから、今後の IT 整備や DX の進展に伴い、サイバーセキュリティ対策の重要性はさ

らに増すと考えられ、定期的な脆弱性診断を実施し、外部評価機関の推奨する施策を参考にするなどが望まれる。サイバーサキュリティを防御のみで考えるのではなく、侵入された場合に備える対策や、その場合の対応方法を想定しておく必要がある。

〈44101 人権尊重とハラスメント防止〉

学生や教職員に対し複数回の研修会を実施し、ハラスメント防止について継続的に周知することでハラスメント防止意識を高めようとする姿勢がみられる。また、教職員の34.5%がハラスメント等で困っているという調査結果をふまえて、令和7年3月7日に講習会を開催し、ハラスメント防止に向けたよりよい体制づくりについて理解を深めた点は評価できる。

一方で、アンケート結果からは十分な改善が進んでいないようにも見受けられる。ハラスメント防止については、不断の努力が必要であり、理解が実際の行動につながるよう、継続的に研修会を実施するほか、ハラスメントに対する大学の姿勢や考え方を繰り返し周知するなど、組織全体としての取組を強化されたい。また、ハラスメントに対するさらなる分析の強化、相談窓口の認知度向上、職場環境の改善を進めることが重要と考える。

IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点2.0)	評価	IV	III	II	I	計
	項目数	0	4	0	0	4

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<51101 組織体制>

理事会、経営審議会、教育研究審議会、企画運営会議や教授会等が定期的に開催され、組織運営は機能していると考える。

令和5年度の大学戦略会議における広報戦略に係る議論を契機に、事務局横断的な広報チームを立ち上げたことは評価できる。

令和6年度の大学戦略会議において、「10年後の三重県立看護大学の望ましい姿」を見据えて、①将来の地域を支える優秀な学生の確保、②省内就職率の向上、③大学院教育の充実をテーマに置いた議論が行われ、喫緊の課題や将来構想など議論を深め、内部統制に努めていることやDXの進展や地域の人材確保に向けた改革を積極的に推進している点は、評価できる。大学戦略会議が大学のビジョンや将来像、その実現に向けたアクションプランを策定するなど、大学戦略を創出する会議として位置づけられ、機能することを期待する。

<52101 教職員の充足>

連携協力協定病院との人事交流を通じて、看護教育の質向上や研究の活性化に取り組んでいる点は評価できる。

優秀な教員確保は大学にとって重要な課題である。教員選考委員会や領域の長による面接を実施し、優秀な教員の確保に努めているが、令和5年度、令和6年度も公募に対してすべてが採用に至っていない。全国的に採用人事が厳しい状況にある中で、優れた教員を採用していく対策を練る必要がある。

大学固有の専門職員の採用と育成は高等教育機関としての大学にとって重要な課題ではある。令和6年度に2名採用し、令和7年度からは6名の法人職員体制となることは高く評価できる。法人職員がこれからどのような働きをするのか期待したい。

<52201 教員の育成と働き方>

教員満足度アンケートの回答等から得られた意見に基づき、教授会の傍聴制度の導入など、職場環境の改善が図られていると評価する。教員活動評価・支援制度に基づき、各教員が教員活動評価票を活用し自己評価を行うとともに、学長もしくは上位教員が対象教員との面談・評価を行うなど、適切に人材マネジメントを実施したことや、大学院研修制度による研修費用の貸与は評価できるが、働き方改革については、継続して実施することが望まれる。今後はさらなる職場環境の改善を見据えた、重点的な取組に期待する。

<52202 事務職員の育成と働き方>

職員の人材育成については、事務職員の働き方について見直し・充実に努めており、法人固有職員の意見を基に研修体系の見直しを進めたこと、働きやすい職場づくりについては、「プロパー職員の会」を定期的に開催することなど、業務の効率化、職場環境の改善が図られており、結果として職員満足度アンケート結果も改善している点については評価する。今後はさらなる職場環境の改善を見据えた、重点的な取組に期待する。

②遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

V 財務内容の改善に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点2.0)	評価	IV	III	II	I	計
項目数	0	4	0	0	4	

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<61101 自己収入の確保>

公立大学として、授業料等の学納金は近隣大学の状況も鑑み据え置いたが、入学式や卒業式、公開講座など、来場者が多く見込まれる場面や、書面において関係団体に修学支援基金の周知と呼びかけを行い、広く寄付を募り、自己収入を確保する継続的な努力が伺われる。また、施設貸出の再開等の活動は評価できる。

認定看護師教育課程「感染管理」のような自己収入を得ることを今後期待する。

<61102 知的財産の適切な保護と活用>

知的財産研修会に弁理士を講師に迎え、全教職員を対象に研修会を開催し、知的財産の適切な保護と活用に努めている。令和6年度は新たな取組がないと考えるため、職務発明にて新たな特許を取得し、知的財産を活用することで、研究活動が活性化されることを望む。

<62101 経費の抑制>

教職員のコスト意識の向上を図り、経費抑制の継続的な努力が認められ、評価できるが、その他特筆すべき取組はないと考える。

<63101 資産の適正管理>

中長期改修計画等に基づき、「資産の管理・運用」については安全かつ適正に行っていると考える。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.0)	評価	IV	III	II	I	計
	項目数	0	3	0	0	3

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

〈71101 自己点検・評価及び外部評価〉

「自己点検・評価および外部評価」は毎年継続的に適切に実施していると考える。

令和7年度に実施される認証評価機関による認証評価については、次期中期目標に基づく中期計画の策定にあたって、その結果をふまえて反映させていく必要がある。

〈71102 内部監査の推進〉

令和5年度内部監査の指摘事項すべてに対応しており、「内部監査」は適切に進められている。指摘された事項はオペレーションミスに起因していると考えられ、特に現金の管理については、規定どおり適切に実施されているかを確認することが重要である。今後の改善に向けて、内部監査において管理体制や運用ルールが適切に運用されているかを厳密に確認することが求められる。

〈72101 情報公開・情報発信の推進〉

大学の教育・研究・地域貢献活動等をPRし、大学の魅力を広く発信するために、広報動画を活用したことは、Webを中心とする若者に対して有効な方法であるように思われ、一定の効果が得られており、大学ホームページの充実など、情報公開・情報発信に努めていることは評価できる。今後はコンテンツの定期的リニューアルが必要になると考える。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

3 参考資料

○公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況（第三期中期目標期間）

指標名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備考
I(1) 教育に関する目標								
看護師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	実績値	99.0	99.0	98.1	100.0			-
保健師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	実績値	96.0	98.0	99.0	100.0			-
助産師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	実績値	100.0	90.9	100.0	100.0			-
看護師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	-
	実績値	98	98	101	96			-
保健師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	-
	実績値	95	97	102	96			-
助産師国家試験合格者数(人)	目標値	10	10	10	10	10	10	-
	実績値	10	10	10	10			-
県内就職率(%)	目標値	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	-
	実績値	62.5	55.7	57.4	54.3			県内への看護職就職者数／就職者数
修士学位取得者数(人)	目標値	8	8	8	8	8	8	-
	実績値	12	10	3	7			研究科での学位取得者数
I(2) 研究に関する目標								
競争的研究資金申請率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	実績値	97.9	100.0	100.0	100.0			申請(継続含む)教員数／在職教員数
外部研究資金採択率(%)	目標値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-
	実績値	50.0	56.9	59.2	58.2			科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率
II 社会・地域貢献に関する目標								
看護職者を対象とした講座等の開催数(回)	目標値	100	100	100	100	100	100	-
	実績値	123	130	175	145			看護職者を対象とした専門講座等を開催した数
県民向け講座等の開催数(回)	目標値	96	96	96	96	96	96	-
	実績値	97	131	126	133			県民が参加可能な講座等を開催した数

指標名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備考
学術研究団体等のさまざまな主体の活動に参画した数(人)	目標値	48	48	48	48	48	48	-	県内外の学術研究団体の役員や行政等の審議会委員等に就任した教員の延べ人教
	実績値	58	63	66	64			-	
III 大学運営に係る環境整備に関する目標									
学生アンケートにおける学生の満足度(%)	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	-	学生アンケートによる大学生活の支援に対する満足度
	実績値	97.1	96.3	97.8	97.7			-	
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標									
中期目標期間中の改善事例件数(件)	目標値	-	-	-	-	-	-	10	中期目標期間中に学生や教職員から要望を受け改善に取り組んだ事例の総数
	実績値	3	2	3	2			-	
V 財務内容の改善に関する目標									
中期目標期間中の法人の自己収入額(千円)	目標値	-	-	-	-	-	-	143,000	中期目標期間中の授業料、入学料を除く自己収入総額
	実績値	34,872	50,006	46,077	38,014				
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標									
自己点検・評価結果に基づく改善率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0			-	
自己点検・評価の実施状況(回)	目標値	1	1	1	1	1	1	-	自己点検・評価の実施回数
	実績値	2	1	1	1			-	

○ 三重県公立大学法人評価委員会名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	丸 山 真 司	日本福祉大学教育・心理学部教授
委 員	酒 井 真 利 子	公認会計士、株式会社 SAKURA CPA Network 代表取締役
委 員	中 川 崇	(株)百五銀行 常勤監査役
委 員	前 田 朝 子	(株)オオコーチ取締役会長
委 員	正 木 治 恵	国立大学法人千葉大学 副学長

○ 三重県公立大学法人評価委員会の開催状況

- ・第1回 令和7年6月3日
- ・第2回 令和7年7月1日
- ・第3回 令和7年7月28日

○ 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）〈抜粋〉

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則＜抜粋＞

第三条

3 新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について＜抜粋＞

令和5年6月16日付 総務省自治財政局長及び文部科学省高等教育局長通知

1. 改正の概要

公立大学法人について、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加した上で、毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を廃止することとしたこと。

2. 施行期日等

- (1) 施行期日は公布の日としたこと。
- (2) また、経過措置を以下のとおり定めることとしたこと。

- ① 新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とすること。
- ② ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。
- ③ また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。

○ 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針

平成 21 年 12 月 10 日
三重県公立大学法人評価委員会決定
平成 30 年 8 月 9 日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定

三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定める。

1 評価の前提

- (1) 地方独立行政法人制度においては、法人は、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものである。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
- (2) 法人は、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての役割を担っており、教育研究のさらなる充実・活性化とともに、地域の発展及び県民福祉の向上に積極的に貢献していくことが求められる。
- (3) 評価委員会の行う評価は、この 2 つの基本的な考え方をふまえ、大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の基本方向

- (1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該事業年度の業務実績について評価する。
また、中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度には、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価し、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。
- (2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする。また、法人の業務達成に向けての意欲的な取り組みを積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく示し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

3 評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（以下「見込評価」という。）及び中期目標期間における業務の実績評価（以下「期間評価」という。）を行う。

見込評価については、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認等を踏まえ、中期

目標期間の終了時までに、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる。

(1) 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。
- ③ 評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) 見込評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(3) 期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価を受ける法人において留意すべき事項

- (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制
 - ① 法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。
 - ② 法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立

すること。

5 その他

本評価基本方針及び別に定める実施要領は、必要に応じて、評価委員会に諮った上で見直すものとする。

○ 公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成 21 年 12 月 10 日決定
平成 23 年 1 月 17 日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実を促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「項目別評価」において、大学の教育研究の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとする。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の成果、教育の内容、教育の実施体制及び学生の支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とする。

なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (5) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

- (1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価

① 法人による自己評価

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに、業務実績を I～IV の 4 段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取組や未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。評価は、以下を基準として行う。

ランク	評価基準
IV	年度計画を上回って実施している
III	年度計画を順調に実施している
II	年度計画を十分には実施していない
I	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

② 評価委員会による法人の自己評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

③ 評価委員会による大項目の評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

大項目の評価は、小項目の評価ランクごとに、IVを3点、IIIを2点、IIを1点、Iを0点として小項目の平均点を算出し、それを次の基準で評価する。ただし、II以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。

なお、上記は判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

評価点	評価の基準
S	特に優れた実績を上げている 評価委員会が特に認める場合
A	順調に実施している 小項目の平均点が2点以上
B	概ね順調に実施している 小項目の平均点が1.8点以上2点未満
C	十分に実施していない 小項目の平均点が1.8点未満
D	大幅な見直し、改善が必要である 評価委員会が特に認める場合

(注) 小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。

(2) 大学の教育研究の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目の取扱い

① 法人による自己点検

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに自己点検を行い、事業の外形的・客観的な進捗状況を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

② 評価委員会による進捗状況の確認

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、小項目ごとに事業の外的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

(3) 大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する

I 大学の教育研究の 向上に関する項目	1 教育に関する項目 2 研究に関する項目	教育研究の特性に配慮 るべき項目
II 社会・地域貢献に関する項目		
III 大学運営に係る環境整備に関する項目		
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		
V 財務内容の改善に関する項目		
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		教育研究の特性に配慮 すべき項目以外の項目

4 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、①教育研究の質を向上する特色ある取り組み ②地域貢献等の社会に開かれた取り組み ③理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営を目指した取り組み、などについて積極的に評価する。

5 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。

6 評価結果の反映

- (1) 評価結果がB～Cランクの項目については、法人が自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずる。
- (2) 評価結果がDランクの項目については、原則として業務運営の改善その他の勧告を行う。